

スポーツセンターボイラー改修工事

公募型プロポーザル実施要領

美瑛町文化スポーツ課

## スポーツセンターボイラー改修工事に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

この要領は、「スポーツセンターボイラー改修工事」に係る工事請負契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

### 2 工事名

- (1) 工事名 スポーツセンターボイラー改修工事
- (2) 工事内容 別紙「スポーツセンターボイラー改修工事仕様書」の内容に基づき、業務を実施する。
- (3) 工事期間 契約締結日の翌日から令和8年1月30日（金）までとする。なお、契約締結日は各種補助事業の交付決定日以降であり、議会の承認を得た日とする。
- (4) 予算額 本工事金額の上限は68,609,000円（消費税及び地方税を含む。）とする。

### 3 プロポーザル方式を活用する理由

本工事は、町民の健康増進の場として重要な役割を果たしているスポーツセンターにおいて、老朽化したボイラー設備の更新を目的とする。加えて、本町の地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）に基づき、省エネルギー化や温室効果ガス排出削減といった環境配慮型の設備更新が求められる。

こうした背景を踏まえ、単なる既存設備の更新ではなく、より高効率で環境負荷の少ない設備を導入する必要があることから、価格だけでなく、提案内容（性能、省エネ効果、維持管理のしやすさ、CO<sub>2</sub>削減効果など）を総合的に評価する必要があるため、事業者選定においてプロポーザル方式を実施する。

### 4 事業者募集等のスケジュール

事業予定者（優先交渉権者）は、公募型プロポーザル方式で選定する。事業実施のスケジュールは次のとおりとする。

実施要領等の公告（公募開始）	令和7年5月 9日（金）
質疑書の受付期限	令和7年5月19日（月）
質疑書の回答	令和7年5月23日（金）
参加表明書の提出期限	令和7年5月26日（月）
参加者選定決定通知	令和7年5月28日（水）
提案書の提出期限	令和7年6月 4日（水）
提案審査	令和7年6月10日（火）
最終審査結果通知書発送	令和7年6月11日（水）
仮契約の締結	令和7年6月11日（水）
契約締結	一般社団法人環境共創イニシアチブ補助事業「令和6年度補正予算省エネルギー投資促進支援事業費補助金」及び一般財団法人エルピーガス振興センター補助事業「自衛的燃料備蓄補助金」の交付決定後、かつ、議会の議決後

## 5 参加資格

次に掲げる資格及び条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 美瑛町競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (3) 美瑛町が行う競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 国税及び地方税等の滞納がないこと。
- (7) 当該事業で削減された温室効果ガス排出量を、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「J-クレジット制度」という）実施要綱（平成25年4月17日経済産業省、環境省、農林水産省策定）に基づきJ-クレジットとしてJ-クレジット制度認証委員会（J-クレジット制度を管理する経済産業省、環境省、農林水産省が共同で設置した、J-クレジットの認証を行う委員会）より認証を受ける事ができる事業者であること。

## 6 参加表明書及び会社概要書の提出

### (1) 提出書類

本選定に参加しようとする者は、以下の書類を提出すること。

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 会社概要書（様式2）
- ③ 会社概要に必要な添付書類（ただし、令和7年度美瑛町指名競争入札の参加資格を有するものは添付書類を省略することができる。）
  - ・履歴全部事項証明書（登記簿謄本）（6か月以内に発行されたもの。写し可。）
  - ・納税証明書

### (2) 提出期間

令和7年5月9日（金）8時30分から令和7年5月26日（月）17時00分まで（必着）

### (3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等配達状況を確認できるものに限る。）とする。ファックス又は電子メールでの提出は認めない。

### (4) 提出先

美瑛町文化スポーツ課（美瑛町町民センター内）

〒071-0209 上川郡美瑛町寿町2丁目3番13号 担当：安藤

TEL：0166-92-4141（直通） FAX：0166-92-4714

e-mail：bunka\_sports@town.biei.hokkaido.jp

(5) 参加者選定決定通知

令和7年5月28日（水）発送予定

## 7 実施要領等に対する質問及び回答

(1) 実施要領等に対する質問は、質問書（様式5）に必要事項を記入し、電子メールで提出する方法に限るものとする。なお、軽微なものを除き口頭による質問は受け付けない。

(2) 質問受付期間

令和7年5月19日（月）17時00分まで

(3) 質問受付先

上記6（4）に同じ。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、電子メールにて令和7年5月23日（金）に回答する。

## 8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

上記6（1）の書類を提出し、要件を満たすものとして本選定への参加を認められた者は、次に定める書類を提出するものとする。※審査会については次項参照

① 企画提案書（様式3）

② 工事経費見積書（様式4）及び関係書類（任意）

※上記書類はすべてCD-Rに保存し、審査会の際に提出すること。

(2) 提出部数

正本1部と副本5部

## 9 業者の選定

当課が設置する審査会において、企画提案書及びプレゼンテーションの内容で審査し選定する。応募要件を満たし、参考見積額が予算額以内である提案を比較・検討のうえ、評価項目に基づき総合的に審査を行う。

(1) 企画立案の評価

企画立案の評価項目は、別紙「スポーツセンターボイラー改修工事企画提案書記載要領」のとおりとする。

(2) 審査会に関する事項

① 開催日時／会場 令和7年6月10日（火）15時00分（予定）／美瑛町役場

なお、参加業者が多数の場合は、別日も設けることとする。

② プレゼンテーションの参加者は3名以内とする。

③ プレゼンテーションの持ち時間は30分以内とする。

④ プレゼンテーション終了後、選考委員との質疑応答の時間を設ける。

⑤ プレゼンテーションで使用するモニター、HDMI ケーブル及びCタイプの変換アダプタは本町が準備するが、それ以外の機器が必要な場合は参加者が準備すること。

⑥ プレゼンテーションはオンラインによる対応も可能とする。

⑦ 詳細については参加者決定通知の中でお知らせする。

#### (4) 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。なお、受注予定者として選定された後にあつては、その者とは契約を締結せず、次点の評価上位者と契約を締結することとする。また、契約における受託者となった後にあつては、その者との契約を解除し、次点の評価上位者と契約を締結する。

- ① 提案価格が上記2 (4) の予算額の範囲を超えた場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があつた場合
- ③ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至つた場合
- ④ 審査の公平性を害する行為があつた場合
- ⑤ その他、企画提案に当たり著しく信義に反する行為があつた場合

#### (5) 審査結果の通知

審査結果は、審査会終了後、書面にて通知する。なお、選定結果について異議申し立ては受け付けない。

### 10 契約の締結

#### (1) 契約金額

町は、企画提案の評価に基づき選定した参加者を本工事に係る随意契約の相手先として予定するものとし、見積額が予定価格の範囲内であればその者と契約を締結する。

#### (2) 工事の実施

契約後の工事の実施については、企画提案書に基づき町と協議のうえ行うものとする。

#### (3) その他

- ① 前払い制度 契約金額の100分の40に相当する額以内を前金払する。
- ② 部分払い制度 適用しない
- ③ 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する額以上を納付すること。
- ④ 契約書作成の要否 必要

### 11 その他

- (1) 企画提案書の作成等、参加に係る一切の経費は参加者の負担とする。
- (2) プロポーザル参加表明書、企画提案書等の提出書類は返却しない。
- (3) 提案者が1社であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、受注候補者として決定する。
- (4) 参加表明書の提出がなかった場合、又は提案者のいずれも評価の基準を満たしていなかった場合には、本プロポーザルを無効とし、再度公募を行うこととする。
- (5) 本要領に定める事項の他、必要な事項については別途町が定めるものとする。
- (6) 選定された受注予定者と協議を行い、その結果、必要により仕様書の修正、追加等を行う場合がある。